## 静岡県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和7年10月14日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本 正幸

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

59, 293

2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数

470, 576

3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

	選	挙	区		選	挙	区			ì	選 挙	区	
下田市	す・賀茂	き郡	16, 495	富	士	市		68, 090	袋井	市 •	森町		27, 566
伊	東	市	19, 004	富	士 宮	市		35, 415	磐	田	市		44, 180
熱	海	市	9, 847	静	岡市葵	区		68, 930	浜 松	市中	央 区		148, 793
伊	豆	市	8, 115	静	岡市駿河	区		57, 386	浜松市	浜名区•	天竜区		49, 472
伊 豆	の国	市	13, 079	静	岡市清水	区		63, 458	湖	西	市		15, 284
函	南	町	10, 296	焼	津	市		36, 996					
三	島	市	29, 471	藤	枝	市		39, 097					
清	水	町	8, 565	牧	之原市・吉田	町		18, 944					
長	泉	町	11, 755	島	田市・川根本	:町		27, 956					
裾	野	市	13, 511	御	前 崎	市		8, 162					
御殿場市·小山町 27,455				菊	ЛП	市		12, 123					
沼	津	市	52, 559	掛	ЛП	市		30, 746					